

平成31年 No.1

○東京学芸大学入試委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 2月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 2 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第 1 号

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各<u>2名</u> (2) 入試課長 (3) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第1号の委員の任期は2年、同条第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度の第4条第1号の委員の選出における、総合教育科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会構成員から選出される委員の人数は、なお従前の例による。</u> <u>2 この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学学部入試委員会規程第4条第1号の委員である者は、改正後の規程第4条第1号の委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各<u>3名</u> (2) 入試課長 (3) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第1号の委員の任期は2年、同条第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕